

平成26年度第2回府中市障害者計画推進協議会  
会議録

日 時：平成26年5月23日（金） 午前10時30分～12時

場 所：府中市役所北庁舎3階第1会議室

出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、杉本豊和、下條輝雄、山本博美、石見龍也、野村忠良、鈴木卓郎、  
真鍋美一、古寺久仁子、播磨あかね、山口真佐子、諸隈一成、桑田智、  
藤巻良以、荒畑正子、河井文、中山圭三

<事務局>

福 祉 保 健 部：遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、  
長岡精神保健担当主査、布目、阿部

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹、飯泉

生活構造研究所：青木、柏木

傍聴者：0人

議 事：1 前回会議録について（資料1）

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策の検討について

3 その他

資 料：資料1 平成26年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策（案）

資料3 施策に関するご意見と対応方法

参考資料 平成26年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿

府中市福祉計画調査報告書<概要版>

## 開 会

### 事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第2回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

#### ( 資料の確認 )

議事に入ります前に、参考資料「委員名簿」をご覧ください。前回会議でもお配りいたしました。確定したものを改めてお配りしております。まず、7番の鈴木卓郎委員が新しく就任されました。また、5月1日に開催された府中市障害者等地域自立支援協議会にて中山委員が副会長に選出されましたので、本日付けで本協議会の委員にも就任していただきました。それでは、お二人からそれぞれ自己紹介をお願いいたします。

#### ( 委員、自己紹介 )

### 事務局

ありがとうございました。

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。本日は、鈴木政博委員からご欠席とのご連絡を受けております。また、副会長については遅れるということでご連絡いただいております。

ここからは会長に進行をお願いいたします。

### 会 長

おはようございます。ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日は時間がタイトですので、要領よく効率的に進めさせていただきたいと思っております。皆様方のご協力をよろしくをお願いいたします。

お手元の次第に沿って進行していきますが、その前に、会議の進行にあたっては、会議の公開ということで傍聴人の方に参加していただきますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃらないということなので、早速議事に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 1 前回会議録について

### 会 長

議事の1番、前回会議録についてです。これは皆様方に事前に事務局から郵送させていただいておりますので、お目通しいただいていると思いますが、改めて事務局から説明をお願いします。

### 事務局

それでは、資料1についてご説明いたします。

本協議会平成26年度第1回会議の会議録(案)でございます。内容は記載のとおりでございますので、ご承認いただきましたら所定の手続きのうえ、会議録の公開を予定しております。ご

確認よろしくお願ひいたします。

会 長

議事録について、委員の皆様方からご質問とか、訂正の要望等がありましたらお願いします。

( 発言なし )

それでは、事務局は本会議録の公開手続きに移っていただきたいと思います。

## 2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策の検討について

会 長

議事の2番、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策の検討について」に入らせていただきます。前回会議の中で、委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。事務局の方でうまくまとめていただいたかと思いますが、改めて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の施策（案）ということで、資料2をご覧ください。こちらは、前回会議でご協議いただいた重点施策（案）及び施策（例）をもととし、委員の皆様からいただいたご意見を反映して、作成しております。

資料の見方としましては、目標ごとに方針・施策・施策内容を記載し、体系に沿った並びとしております。表の左から2列目の「区分」の欄には、現行計画から引き続き取り組む施策については「継続」、新しく盛り込む施策については「新規」、重点施策にあたる施策については「重点」と記載しております。「施策内容」の欄には、各施策を具体化するため、現行計画の事業内容の抜粋や新しく追加する事業内容等を記載しております。また、現行計画に新しく追加している部分には網掛け、現行計画から一部変更している部分には下線を引いております。

会 長

進め方について、私から提案です。項目が広く、目標1から5までありますので、事務局から目標をひとつずつご説明いただき、皆様方からご意見、ご要望をお聞きして、進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、目標1について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、目標1から順番にご説明させていただきます。追加・変更にあたりましては、資料3「施策に関するご意見と対応方法」にお示ししておりますように、委員の皆様からいただいたご意見を反映しておりますので、合わせてご確認ください。

まず、目標1「情報提供と相談支援機能の充実」から説明させていただきます。方針1 - (2)「すべての障害のある人」に向けた相談支援」につきましては、施策「相談機能の充実」について、相談支援とサービス等利用計画の作成とを区分すべきであるとのご意見から、委託相談支援事業所に関する内容とサービス等利用計画を作成する事業所に関する内容とを分けて記載し、

総合的な相談機能の充実を目指す方向といたしました。施策 「「すべての障害のある人」に向けた生活支援」につきましては、障害者等地域自立支援協議会で現在ご協議いただいている「ちゅうファイル」の活用を追加し、関係機関と連携した生活支援体制の構築を1つの施策として打ち出しております。また、方針1-(3)「権利擁護の推進」施策 「権利擁護事業の充実」には、昨年度より設置されている障害者虐待防止センターに関する内容を追加いたしました。以上が目標1の追加・変更部分のご説明となります。

会 長

「目標1 情報提供と相談支援機能の充実」について、委員の皆様からご意見・ご質問を承ります。

委 員

本日からの参加ですので、既に皆様でご検討いただいたことを蒸し返してしまうかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

方針1-(2) 「「すべての障害のある人」に向けた相談支援」施策 「相談機能の充実」のはじめの「委託相談支援事業所「み～な」「あけぼの」「プラザ」において、総合的・一元的相談体制を確立する」という文言に関して、これはおそらく府中市全体の中で、より広い人に向けて相談体制を確立するという意味だと思えます。障害者総合支援法の相談支援の体制から判断すると、委託の3事業所だけではなく、そもそも各市区町村が責任を持って障害者の相談支援事業を担うということが前提にあります。私達は市区町村の担っている障害者相談支援事業の一部を委託された事業所であるという認識です。「み～な」「あけぼの」「プラザ」の根幹には、市区町村として取り組む相談支援のベースがあると認識して活動してきました。ですので、この文言をより明確にするには、例えば「府中市と委託3事業所の連携において、総合的・一元的相談体制を確立する」とした方がよいと思えます。市区町村がベースにあるということが分かりやすい文言に変えた方がよいと思えます。

また、2つ目の文には「委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行う」とあり、3つ目の文には「市内事業者のサービス等利用計画の作成への参入を促進し、・・・」とあります。委託相談支援事業所の3事業所がサービス等利用計画の作成やそれ以外の基本となる相談支援の中核を担うことは当然ですが、サービス等利用計画の作成を行う指定特定の相談支援事業所も、国の施策の中でサービス等利用計画の作成だけを行う事業として指定特定を位置づけられているわけではありません。基本相談の部分も含まれた事業として報酬単価が設定されています。もちろん計画を立てることが中心の事業にはなるのですが、計画を立てるためには、その前提となる相談支援のノウハウを持っているということが前提です。計画を作りたいという人が相談に来た時に、きちんと前段の部分から相談に乗れる体制を取っているということです。そうすると、当然、サービス等利用計画の作成を行う事業所も、委託3事業所と同じように基本となる相談部分のノウハウを持った職員達が働いていなければ機能しないはずですので、「相談支援従事者の育成・確保への支援」については、委託相談支援事業所だけでな

く、今後増えるであろう市内の指定特定、指定一般の相談支援事業所も含んだ形の文言に変えていただいた方が、より制度の流れには沿った文言になると思います。

事務局

分かりやすい表現ということで、府中市と委託3事業所とが連携して、総合的・一元的な体制を取りながら支援を行うということを追加させていただきます。

また、「委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保」について、他の事業所も含んだ形にということですが、委託事業所であれば、府中市から委託料が出ているのですが、他の事業所にはお金が出ているわけではないので、その辺りを踏まえながら文言を検討したいと思います。

委員

例えば、今後府中市の中で人材育成をする時に、委託事業所に対してだけでなく、市内で働いている相談支援従事者に対して対象にした研修をすとか、ケアマネジメントの理念をきちんと反映するように何かしらのことをすとか、そのような意味合いです。府中市で働いている相談支援従事者に対して、全体的にバックアップしていく、人材育成をしていくということが少し分かると思います。予算をすぐにといいわけではないので、その辺りをご回答いただければと思います。

事務局

目標4の方針4 - (4)に施策「ネットワークの構築」ということで、事業者の連携体制の構築ということに記載させていただきました。介護保険のケアマネ担当者会議、事業者連絡会のようなものが、障害者福祉分野でもできればと考えています。

会長

文言については、事務局と会長で調整させていただき、委員からの的確なご指摘が反映されるような表現にさせていただきます。その他に目標1について何かありますか。

委員

資料3「施策に関するご意見と対応方法」について、「一般相談を受けているところは3箇所しかないで、少ないと思う。」という意見に対しては、将来的に増やしていく方向ですが、次期計画には載せられないというような形で書いてあります。次期計画は平成27年度から3年間です。実際足りないと言われている部分について、3年間増やしていかない、計画に載せていかないというのは、どうなのでしょう。府中市として、平成27年度から3年間は増やさないということを決めたのでしょうか。

また、前回協議会では重点施策の資料がありましたが、最終的な計画書には、前回の資料のような形で載るのでしょうか、今回の資料のように施策に重点と書かれて載るのでしょうか。今回の資料のように載るのであれば、前回の資料が反映されていない部分もあります。

事務局

委託相談支援事業所については、お金が絡んでくる部分もあって、すぐに増やすとは言えない

状況です。相談支援事業所は西側に偏っているので、東側にもあった方がよいだろうということは考えているのですが、具体的に増やすということは言えないのが現状です。申し訳ございません。

重点施策については、地域福祉分野の計画、高齢者福祉分野の計画と統一を図りながら書いていくところなのですが、それぞれの計画の中で、別建てで重点施策を記載していく予定です。

#### 委員

相談支援事業所というと、センターみたいなものを作らなければいけないというイメージがあるかもしれませんが、他の自治体では就労支援施設の職員が相談支援専門員の講習を受けて、そこで相談支援を行っているという事例もあります。そのように考えると、もう少し柔軟に考えることができるのではないかと思います。

また、相談支援事業所について、なぜ「委託」という文字をわざわざ入れるのかと思いました。これから作る場合もあると思うので、「委託」の文字をはずして、「相談支援事業所」にすれば、「委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行う」という文についても、先ほど発言があったようなケースが含まれると思います。他の自治体の計画を見ると、わざわざ「委託」という文字は入れていないので、削除しても良いかと思います。

#### 委員

前回会議で「委託」ということをはっきりさせた方がよいという議論があったので、このような表記になったのだと思います。

私の施設で主にサービス等利用計画を作成するための相談支援事業を行うことは可能かもしれませんが、私の意見は、み～な、あけぼの、プラザのような委託相談支援事業所を増やしたほうが良いという意見です。それには府中市からお金が出て、相談支援の事業所ができないと難しいです。サービス等利用計画作成の報酬で、すべての相談を受けるということは、事業所としては金銭的に難しいということが現実だと思います。市でお金を出して委託する事業所を増やしていくという計画を立てた方が良いと思います。

#### 会長

ご指摘を受けたことについては、事務局と会長・副会長でアイデアを出して検討したいと思いますので、預らせていただきます。相談支援以外で目標1について何かありますか。

#### 委員

目標1は障害のある方に対する相談支援と情報提供についてだと思います。一般市民について、自分が精神疾患なのかどうか分からない状態のときに、府中市の場合はどこに相談に行けばよいのでしょうか。

#### 事務局

市役所に来られる方が多いと思います。障害者福祉課に来づらいという時には、地域福祉推進課、高齢者福祉課、生活援護課の担当等に話が行くことがあり、そこから必要な部署と連携しながら対応させていただいています。

委員

そのようなネットワークの中に相談支援があるということですね。

事務局

そうです。

会長

その他いかがでしょうか。

無いようでしたら、目標2に移らせていただきます。事務局お願いします。

事務局

目標2「障害のある人の社会参加の推進」についてご説明いたします。

方針2 - (1)「地域活動、社会活動への参加促進」施策「障害のある人の参加による多様な計画の推進」につきましては、障害者福祉分野に限らず様々な分野の計画推進への参加という意味合いを追加しております。施策「移動・移送サービスの充実」は、現行計画では「在宅サービスの充実」に含められておりますが、社会参加に必要となる施策であるとのご意見から、方針2 - (1)に追加いたしました。なお、方針3 - (1)「在宅サービスの充実」にも同様の施策を再掲というかたちで載せております。続いて、方針2 - (2)「学習機会の拡大」施策「学校教育の充実」には、委員からご意見をいただきましたので、副籍制度を利用する児童・生徒に対する通学支援に関する検討を追加いたしました。また、方針2 - (3)「就労への支援」施策「作業所などの就労機能の強化」には、障害者優先調達法の施行に伴う公的機関での発注促進や民間事業所へのPRについて追加しております。

会長

目標2「障害のある人の社会参加の推進」について、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

委員

方針2 - (2)「学習機会の拡大」施策「就学相談の充実」について、2つ目の○に「教育現場における障害に対する理解と意識の向上を図る」とありますが、理解と意識の向上を図る対象は誰なのでしょう。教員なのか、保護者なのか、児童・生徒なのか確認させていただければと思います。

事務局

教員、保護者、生徒が対象となります。生徒に「わたしのクラスには、このような子どもがいる。こういう時には、このような配慮が必要である」というように、先生からクラスメイトに話があると思います。保護者にも保護者会を通してだと思のですが、周知していくこととなります。また、教員の中でも情報を共有して、学校としての意識を持ってもらうということもあると思います。

委員

就学相談に来られる方の中で、就学直後の方で発達障害の場合だと、まだ親も子も障害を受容

できていない段階の方がいます。そのような場合は、指導が大変難しいと思いますので、教職員も含めてきめ細かな対応が望まれるということを指摘しておきたいと思います。

委員

方針2 - (2)「学習機会の拡大」施策「就学相談の充実」について、「就学相談」の内容はありますか。委員にもお聞きしたいと思います。「就学相談」は学校をどう選ぶかというイメージを持ってしまい、先ほどの理解を促すという内容とは違うと思います。

また、普通学級に車いすの生徒が通っている場合は、親御さんがついて介助をしているという現状があります。施策「学校教育の充実」に、普通学級に通われている障害児への支援の充実ということを入れていただければと思います。

会長

就学相談や教職員・保護者に関する意識啓発について、実情を教えてくださいませんか。

委員

「就学相談」は確かに学校選択のときに行われるものです。自分の子どもをよく知り、周りも理解し、子どもの能力を最も伸ばすのはどこであるかということを選択する際の相談ということは、理解が深くなければ充実してこないもので、そういう意味においては間違っているとは思いませんが、広く就学後も理解を促していくという意味では、「教育相談」という言葉の方が一般的に使用されている言葉だと思います。

また、現状についてですが、公立の小学校、中学校、高校、特別支援学校の中には、学校長から指名されて、特別支援教育コーディネーターという職を担当する教員が必ずいます。その教員を中心に校内の研究会が開催されたり、保護者・一般向けの研修会等が企画・運営され、発達障害の子どもに関する理解を促すような取組みが行われています。東京都教育委員会の施策でもあるので、かなり充実してきているかと思います。国でも特別支援学校を活用して、特別支援教育を推進していくようにということで、学習指導要領にも明記していますので、国をあげて進められています。本校においても、毎年、夏休みや冬休み等の長期休業中を活用して、一般向けの研修会等を開催しています。また、多摩地域を所管する教育委員会の出先機関である西部学校経営支援センターが、小学校、中学校、都立高校、都の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを集めて連絡協議会を開催しており、情報共有、交流をしています。

各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談いただければ、様々な情報が入ってくるかと思いますが、特別支援教育コーディネーターの専門性については、まだまだ、より一層の向上を図っていかないといけない部分もあるかと思います。一概に、どの子どもに対しても有益な情報がすぐに返ってくるかと言われると、何とも申し上げられません。しかし、特別支援学校は高度な専門性を持ってきていると断言できるので、お近くの特別支援学校を活用していくのは有効ではないかと思います。

会長

「就学相談」より「教育相談」の方が適切であるというご意見です。「教育現場における障害

に対する理解と意識の向上を図る」は、このまま残しておいて構わないでしょうか。

委員

「教育相談」の充実が変わるのであれば、むしろ必要です。

委員

2 - (1) 「地域活動、社会活動への参加促進」施策 「障害のある人の参加による多様な計画の推進」について、文言そのものに異論はないのですが、本協議会や地域自立支援協議会を見ても、障害を持った本人が委員として参加される数が多いという印象を持っていますので、市の会議に、より多くの障害の当事者の方が委員として参画できるようなことについて、施策の具体的な内容として反映できるような文言が入れられればと思います。

会長

前回の会議でご指摘があって、障害の方が福祉以外にもどんどん参加してほしいというご要望があって、この項目を追加させていただきました。ご指摘を精査して、文言等に反映できるようにであれば取り入れさせていただきます。

委員

方針2 - (1) 施策 「移動・移送サービスの充実」と方針2 - (2) 施策 「学校教育の充実」では、移動・移送サービスの充実と学校へ通う際の通学支援と書いてあるのですが、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。

また、作業所連絡会で、様々な施設に意見を聞いたところ、一般就労への支援についての意見が最も出ていて、就労後の職場への定着支援も大事だという意見も多く出ていました。実際にどのようにしたら定着支援ができて、就労が拡大するのかというところについては、今はみ～なだけで就労支援事業をやっているのですが、それ以外で就労支援を行うところを府中市として増やしていかないと、現実的に職場の定着支援や一般就労の増加は無理なのではないかという意見が出ていました。そのため、ぜひ増やしていくということを盛り込んでほしいと思います。

また、以前、重点施策の中で「精神障害に特化した就労支援相談について検討します」ということがあったと思うのですが、連絡会では、精神障害に特化したものをぜひ作ってほしいという意見が強く出ているので、その辺りも検討してほしいと思います。

結構「検討します」とあり、財政的な部分がはっきりしないのでそうなると思うのですが、本当は検討ではなく実施してほしいと思います。

事務局

就労支援については、第6次府中市総合計画の中にも障害者福祉分野の大きな柱の一つに「就労支援の充実」ということがありますので、文言を具体的な方向で追加させていただくような形で検討します。

委員

移動支援の充実については、私から要望を出させていただきました。今ある福祉サービスの移動支援は通勤・通学に使いません。今は働く保護者が非常に増えていいます。今は働く女性を増

やすということで保育所も充実しているのに、障害者の親は労働者としてまったく想定されていないのかと思います。障害のある子どもが通勤・通学する際に、保護者が付き添わないといけないうことでは、母親は仕事できません。その辺りに移動支援を拡充できるようにしてほしいというのが一番の要望です。

また、子どもが副籍校に行きたいと思っても、保護者が連れて行かない限り、教育を受けることができません。その手段はまったく保障されていません。保護者の状況に関わらず、児童・生徒が副籍校での教育を希望するのであれば、それを実現できるだけの手立てをしてほしいということです。

事務局

精神障害に特化した就労相談については、平成26年度に予算化要望はしたのですが、なかなかうまく行かなかったという現状があります。市内に1箇所あるではないかという返答でしたが、調布市には2箇所あります。事務局も精神障害に特化した就労支援は必要だと考えていますが、なかなか具体化されないということが現状です。

会長

精神障害でなくても障害のある人の就労の定着支援はとても重要です。その中でも、精神障害者の定着支援は大きな課題であるということは、障害者福祉をやる中でも常識の範疇に入ります。前回の資料には、精神障害の定着支援ということの特化して出しているのですが、施策内容の文言も精神障害に特化するか、もしくは広く障害者全体の中でも精神障害者の方向けの施策が目立つようにするかは、私どもと事務局で相談させていただければと思います。

委員

精神障害に特化しなくても、そのようなところが増えて、精神障害の方にしっかりと対応ができればいいのだと思います。

委員

み~なの現状を話させていただきます。今動いている知的の方の定着支援はかなりの件数です。学校を卒業されて就職される方は多くなっており、はじめは学校の先生と一緒に協力しながら行くのですが、時間が経つにつれて私どもの時間が長くなってきます。毎年毎年、知的の方でも定着支援の件数、時間数は増加しています。

精神の方も知的と同じくらい件数は増えており、今後、皆さんどんどん一般就労に進むことになると思います。その中で様々な課題を抱えているということになりますと、この件数はもっと多くなってきます。今、スタッフは常勤3人、非常勤2人の5人でやっていますが、必ず2~3人は会社回りをしているような状況です。

委員

3年ぐらい前に、府中市で職員を雇用する場合には、障害のある人は知的・精神について除外されていると聞いたことがあるのですが、現在はどうなっているのでしょうか。

事務局

現在も変わっておらず、知的障害の方と精神障害の方は対象となっていない状況です。

委員

障害者差別解消法もできましたし、実際の採用には時間がかかるかもしれませんが、少なくとも規定は何とかしてください。障害種別によって入れたり入れなかったりというのは差別になると思います。重要な問題なので考えていただきたいと思います。

会長

府中市内部の問題ですが、ご意見があったということを担当課に通知してほしいと思います。それでは、目標2についてはここで切らせていただいて、事務局から後ほど期限はご連絡しますが、ご意見をお寄せいただくということで次の項目に移らせていただきます。

それでは目標3について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、目標3「安心の地域生活のための仕組みづくりの推進」についてご説明します。

方針3 - (1)「在宅サービスの充実」には、施策「ホームヘルプサービスの充実」に、既存のサービスだけでは不十分な在宅重度障害者への支援についての内容を、施策「介護者への支援」に、医療的ケアが必要な方に向けての緊急一時入所についての内容を追加しております。方針3 - (2)「安心して住める環境づくり」施策「地域生活支援拠点の整備」は、重点施策「地域生活支援の充実」を図るため、新たに盛り込むものです。続いて、方針3 - (4)「障害のある児童への支援」につきましては、方針ごと新たに追加しております。現行計画では療育に関する内容が、方針「保健・医療との連携促進」の中の「療育体制の充実」にまとめて載っておりますが、それでは事業範囲が広すぎるとのご意見をいただきましたので、障害児に関する方針を新たに設け、「療育体制の充実」、「保育サービスの充実」、「学校教育の充実(再掲)」、「放課後対策」という4つの施策をまとめました。施策「療育体制の充実」には児童発達支援センターの設置に関する内容を、施策「放課後対策」として放課後等デイサービス提供施設に関する内容を追加しております。次に、方針3 - (6)「災害時の要援護者支援体制の構築と避難所の検討」には、施策「避難所のあり方の検討」として、事業所や団体と連携しながら福祉避難所について検討するという内容を追加しております。方針3 - (7)「防犯対策」施策「防犯に関する情報提供」につきましては、現在市が実施している事業として、メール配信サービスをあげております。

会長

ボリュームがありますので、お目通しいただければと思います。

委員

方針3 - (2)「安心して住める環境づくり」施策「施設入所枠の確保」がありますが、施策内容が施設入所支援になっています。枠の確保と施設入所支援は違います。入所枠の確保ということは、国立なり都立なりの施設の入所枠を要望するのか、施設を誘致するのか分かりませんが、今待機している人達が入所できるように枠を確保するという意味かと思います。施設入所支

援はサービスの中にあります。どちらも大事なのですが違うと思います。枠を確保するのであれば、そのための手立てを施策内容として記載すればいいのかと思います。

事務局

現行計画を引き継いでいる部分ですので、内容を精査して適切なものに変えていきます。

会長

宿題としてお預かりします。

委員

方針3 - (6) 「災害時の要援護者支援体制の構築と避難所の検討」施策 「避難所のあり方の検討」の施策内容に「障害者福祉団体に協力をいただきながら、各障害に対応した避難所の検討を行う」とありますが、いつ頃に検討会等を開いていただけるのでしょうか。

事務局

ようやく地域防災計画が策定されたので、障害者福祉課としても読み込んで、その上で防災課に福祉避難所について障害のある方からの要望を伝えたいと思います。実際には、福祉施設と協定を結んで、福祉避難所になっていただけたらありがたいと思っています。そのような意味で市内の作業所と話をすること、また、学校等にも話をしながら、福祉避難所を確保していきたいと考えています。具体的な時期ということとは言えなくて申し訳ございませんが、進めていきたいと考えています。

委員

目標3に入ってくるのか分からないのですが、前回資料の重点施策には「施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行の更なる推進」という一文がありました。施策のどこかに地域移行支援ということを行っても盛り込んでほしいと思います。地域生活移行支援は、何かひとつのことではなく、この施策全体が充実することで進んでいくものではあると思うのですが、何も文言が入っていないと弱くなってしまうと思います。目標3でも良いですし、実際には地域生活移行支援は指定一般相談支援事業を中心に行いますので、目標1になるかもしれません。

会長

貴重なご意見ですので、事務局と相談して、委員の意見が反映できるように調整させていただきたいと思います。

委員

方針3 - (2) 「安心して住める環境づくり」施策 「民間賃貸住宅への入居支援」には、施策内容に「民間賃貸住宅をあっ旋し、入居を支援する。社会福祉協議会が保証人となる。」とあります。これには精神障害が対象に入っていなかったのですが、現在はどうなっていますでしょうか。

事務局

ご指摘の通り身体障害と知的障害のある人ということで行っています。精神障害のある人については、まだ対応ができていないという状況です。

委員

できるだけ早い時期に精神障害、全部の障害のある方を対象に加えていただきたいと思います。大変難しい問題であることは重々承知しています。火事が起きたり、家賃を滞納したり、騒いだり、迷惑になったりということもございますが、何とかしてすべての障害を平等にさせていただくという努力をしていただき、対象に含めていただきたいと思います。

会長

市でご検討ください。

委員

方針3 - (4)「障害のある児童への支援」施策「放課後対策」について、施策内容には「施設支援を行う」ということが書いてあるのですが、行っている施設を支援するのか、施設を新たに作っていくのか、どのような支援をするのでしょうか。

事務局

施設に対する補助金の交付を行います。補助金の要望をいただいてから交付となるので、新しい施設については、補助金等審査委員会を通してご意見をいただきながら、早いうちに支援していきたいと考えています。

委員

放課後の施設対策というと、学童クラブくらいしか思い当たらなかったのですが、民間でやっているのは府中市の特色なのでしょうか。

また、方針3 - (4)施策「保育サービスの充実」に「地域デイグループを支援する」とあるのですが、保育サービスの地域デイグループも市にあるということでしょうか。

事務局

放課後等デイサービスの事業所は全市的にあり、どちらかという府中市は少ないと言われています。地域デイグループについては、現行計画からそのまま持ってきてしまっていますので、改めて確認させていただければと思います。

委員

放課後対策の続きになると思いますが、施設自体があっても、それに対する放課後の送迎がないと参加できないことがあります。府中市ではその送迎は補助対象にならないのでしょうか。働いている母親が多いので、通所できないという実態があります。

事務局

先ほどもご指摘がありましたが、経常的に通う場所は移動支援の対象になっていません。ですので、学校の送迎には使えません。学童クラブについては、同じ敷地内にある学童クラブには使えませんが、遠くにある学童クラブには使える場合もあります。放課後等デイサービスについては、事業所が送迎を行っているところ以外では、別で送迎をやっているところはないと思いますが、府中市でも認めていないという状況になります。

個人の家庭の状況を聞きながら、必要なものであれば認めている場合はあります。普段送迎を

している親が急病になってしまったなどの場合は、お話を聞きながら、認められるかどうかということを個別に判断している事例はあります。

#### 委員

3点あります。はじめに、放課後対策という新しい項目ができたのですが、学童クラブが保育サービスに入っています。学童クラブは放課後対策ではないでしょうか。

2点目は、方針3 - (1)「在宅サービスの充実」施策「介護者への支援」について、施策内容に「医療的ケアも含めた緊急一時保護の検討」とありますが、方針3 - (3)「保健・医療との連携促進」施策「健康づくりへの支援」に訪問看護が出ています。訪問看護師にご自宅に行っていただいて、そこで子どもを預かるという東京都の事業があると思います。それは市が実施主体だと思うので、どこかに入れていただくと良いと思いました。

3点目は、3 - (2)「安心して住める環境づくり」施策「地域生活支援拠点の整備」について、国の方針だと思いますが、イメージが湧かないのでご説明していただければと思います。

#### 事務局

1点目の学童クラブは、保育サービスというより放課後対策なので、改めて事務局で検討させていただきます。

2点目は、東京都に重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業というものがあり、私どもでも検討しているところなのですが、施策の中では、方針3 - (1)「在宅サービスの充実」施策「ホームヘルプサービスの充実」の施策内容の「在宅重度障害者への支援の充実を検討する」に当たると考えております。

3点目は、本日お配りした資料の「・・・基本的な指針の一部改正について」の2ページをご覧ください。(4)の「地域生活支援拠点等の整備」には、「市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。」と書かれています。居住支援機能があるグループホーム等に地域生活支援機能を追加して、地域で親との同居や一人暮らしをしている人について、在宅利用等の様々な意味合いでの支援を目指すということです。それに向けてできることからやってみようと思います。

#### 副会長

方針3 - (1)「在宅サービスの充実」施策「ホームヘルプサービスの充実」と施策「高齢者・介護保険サービスの充実」に関わる要望です。現在、全国的に65歳以上問題ということがあり、障害をお持ちの方でも介護保険に移行しなければいけないという問題があります。また、40歳以上の方で特定疾病の重複になった方も原則介護保険優先と決まっています。その中で、どうしても地方に行ってしまうと、65歳以上になると障害福祉サービスはまったく使えなくて、介護保険に行ってくださいということが多く見受けられます。実際に地域生活を送る上で必要なサービスを使っていたものが、介護保険に移行した瞬間にままたなくなるといった問題が多く出ています。介護保険対象の方でも、障害福祉サービスの併給はできるということで、その要件に

関しては自治体で決められることになっていたかと思います。府中市で厳しくもできるし、緩くもできるということです。適切な表現ではないかもしれませんが、介護保険では要介護度をつけていただくのが厳しいので、それまでの指定区分との差がかなり開いてしまうと、それだけヘルパーさんの量が大幅に落ちてしまうこととなります。そのため、それまで通りの生活ができなくなるという実態もあるので、そのような問題が今後どんどん出てくるところで、どのように府中市として対応していくかということを検討いただければと思います。

会 長

よろしければ、目標3については終わらせていただいて、追加のご意見・ご質問がありましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

目標4と5が残っていますが、一括で事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、目標4「支え合う仕組みづくりの促進」からご説明いたします。先ほどもお話しが出ていましたが、方針4 - (4)「障害福祉サービス事業所等への支援」につきましては、方針ごと新たに追加しているものです。現行計画にも一部の施策が載っておりますが、次期計画の重点施策「障害福祉サービスの安定的な供給」を図るため、新たな方針として打ち出し、施策「ネットワークの構築」を追加しております。

続いて、目標5「協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進」についてご説明いたします。方針5 - (2)「バリアフリーの推進」に施策「福祉のまちづくり条例の取組みの推進」を追加しております。こちらは資料3の4ページに記載しておりますとおり、委員のご意見から追加しているもので、障害者差別解消法の内容をまちづくり条例に反映してほしいという内容でございます。障害者差別解消法は平成28年4月の施行であり、現時点では国の基本方針が確定していないことから、今後の国の動向を確認した上で改めて対応する予定としております。従いまして、今、記載している施策内容につきましても、計画書への記載の際には必要な調整を行う予定でございますので、ご了承ください。

会 長

目標4と5についてもお目通しをいただいて、ご質問・ご意見等を賜りたいと思います。

委 員

目標5のノーマライゼーションということと関係して、目標3の施策3 - (7)「防犯対策」について、施策内容に「不審者出没」と書いてありますが、「不審者」というのは非常に主観的なものです。障害のある人が「不審者」ということで否定されるという場合もあり、ここでの表記は適切かということに疑問があります。例えば「不審者」という言い方は日本しかないそうです。アメリカ等では、そのようなことが起こった場合に、「危険地域」とか「危険箇所」と言うようです。環境との相互作用で、そのようなことが起こっているという考え方だと思います。「不審者」ということで、人に規定するというのは非常に日本的な考え方なのだと思います。もし、どうしてもこのようなことを書かなければいけないのであれば、表現を検討していただいて、

「発見箇所」とかにしていただき、「不審者」という言葉は障害者計画の中では使わない方が適切かと思います。

委員

施策4 - (4)「障害福祉サービス事業所等への支援」施策「ネットワークの構築」は重点・新規になっており、先ほど介護保険のケアマネ事業所連絡会のようなものをやりたいというご説明もあったのですが、市としてももう少し具体的に想定していることがありましたら、説明していただければと思います。

事務局

想定ですが、サービス等利用計画を立てるにあたって、各事業所が同じ目線で計画が立てられるように、府中市としての基準、重点的に見てほしいところ等の情報共有ができればと思っています。また、災害時の関係では、例えばBCPについて、ヘルパーの方が発災時にどのようにしていくか、各事業所で人員や体制が違うと思いますが、ベースになるものができたら良いと考えています。

委員

連絡会から意見があったのですが、「誰でもトイレ」について、名前が「誰でも」ですので、逆に誰でも入ってしまって、障害のある人が使いにくくなっている現状があるということです。名称について疑問が出ていました。

事務局

ご指摘の話は当事者の方からもいただいております。市では、障害者の方が使いやすいようにということで、啓発チラシ等を配ったりしています。東京都、市外でも「誰でもトイレ」という呼称が定着しており、市外から府中市を訪れた方に対しても分かりやすい表記というのがユニバーサルデザインの理念の中にも入っていますので、名称はそのままに、使い方を意識啓発していくような形で進めていくのが適切かと考えています。

会長

悩ましい問題です。「多目的」と書いてあるところも多いですが、「多目的」とは何だと感じるところもあります。

その他いかがでしょうか。目標4、5についてもご意見がありましたら、事務局に寄せていただければと思います。

### 3 その他

会長

事務局からその他について、連絡事項等よろしく願います。

事務局

会長からお話しがございましたが、追加でご意見をいただけたらと考えています。ご意見が

出しきれていないという方は、事務局あてにFAX、メール、お電話等で5月末日までに事務局にご提出いただければと考えております。次回の協議会で計画の素案をお示しできればと考えていますので、5月末日までにいただいたご意見はできる限り素案に反映させていただきます。よろしくお願いたします。

次に、本日お配りした資料の補足説明をさせていただきます。まず、国から示された障害福祉計画（第4期）策定にあたっての基本指針の一部改正に関する概要の資料を、情報提供として配布させていただきました。

また、府中市福祉計画調査報告書の概要版を配布しております。地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野に関する調査概要や調査結果の抜粋が掲載されております。前回会議時にお配りした障害者福祉分野の調査報告書と合わせて、今後の協議にご活用ください。

最後に、次回会議の日程につきまして、正副会長に確認のうえ、誠に勝手ながら6月27日（金）午後2時からの開催を予定しております。委員の皆様には別途開催通知を送付いたしますので、改めてご確認をお願いいたします。また、7月にも会議の開催を予定しております。毎月の開催となってしまって誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会 長

最後に副会長から計画について追加意見がございます。よろしくお願いたします。

副会長

地域自立支援協議会の相談支援部会では、今年度、相談というものをどうやって充実していくかというテーマで議論しています。サービス等利用計画を作る場所ではない相談についてです。そのような場所は、本日ご意見があったように、多くあった方が良さだろうということで、一番良いのは高齢者福祉分野の地域包括支援センターのように福祉エリアに1箇所くらいあるのが良さだろうということになりました。財政的な問題もあると思いますが、そのような意見が出ていました。それがかなり難しいということであれば、現在11箇所ある文化センターが活用できないかという話になりました。途中で障害になってしまった人が、いきなり市役所の障害者福祉課に行くのは敷居が高いと思います。地域で気軽に様々なことが相談できる場所として、文化センターにネットワークを持った専門の相談員が月1回でも相談日を設けることができれば良いと思います。そのような手立てで少しずつ相談が気軽にできる場所を増やしていくことが必要なのではないかという意見が出ていました。地域自立支援協議会としては、そのような報告を別であげていくかと思いますが、両方の協議会がうまくリンクしていないので、ここでご報告させていただきます。

会 長

特に無ければ、これで第2回の推進協議会を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。次回もよろしくお願いたします。

以上